

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1831号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1（第2条関係）</b>				<b>別表第1（第2条関係）</b>			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の事務部局	本庁	危機管理監	1種	知事の事務部局	本庁	危機管理監	1種
		部長				知事政策局長	
		局長（ <u>区分2種のもの</u> を除く。）	2種			部長	2種
		(略)				防災局長	
		次長				交通政策局長	
(略)	(略)	(略)	(略)				
室長（ <u>課又はセンターに置かれる室の長</u> に限る。）	5種	室長（ <u>区分4種のもの並びに韓国室長及びロシア室長</u> を除く。）	5種				
(略)		(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				
教育委員会の事務部局	(略)	(略)	5種	教育委員会の事務部局	(略)	(略)	5種
		図書館				副館長	
		生涯学習推進センター				所長	
		(略)				所長	
(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				
備考 (略)				備考 (略)			

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。